

鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第21号



『医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について』

昨年7月に厚労省労働基準局長より、医師の研鑽に係る労働時間該当性に係る判断の基本的な考え方と該当性の明確化のための手続き等についての題名の通達が出されていますので、その概要を紹介します。(例外的な取り扱い等も含め、詳細は通達を確認ください)

1 所定労働時間内の研鑽の取り扱い

所定労働時間内において、医師が使用者に指示された勤務場所で行う研鑽に係る時間は、当然に労働時間とされています。

2 所定労働時間外の研鑽の取り扱い

所定労働時間外に行う医師の研鑽は、本来業務と直接の関連性がなく、上司の明示・黙示の指示によらず行われる場合は、一般的に労働時間に該当せず、一方で、上司の明示・黙示の指示により行われる場合は、本来業務と直接の関連性がなく行われるものであっても、一般的に労働時間に該当するとされています。

また、研鑽の類型ごとの判断の基本的な考え方が、次のとおり示されています。

(1) 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習

業務上必須ではない行為を、自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示なく行う時間については、一般的に労働時間に該当しない。

(2) 学位を取得するための研究や論文作成、専門医を取得するための症例研究や論文作成

上司や先輩医師から奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない行為を、自ら申し出

て、上司の明示・黙示の指示なく行う時間については、一般的に労働時間に該当しない。

(3) 手技を向上させるための手術の見学

上司や先輩医師から奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない見学を、自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示なく行う場合、見学や待機時間については、一般的に労働時間に該当しない。

3 研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続き及び環境の整備

(1) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続き

業務との関連性、上司の指示の範囲等を明確化する手続きを講ずる必要があり、例えば、医師が労働に該当しない研鑽を行う旨を上司に申し出ることとし、上司は、当該研鑽を行うよう指示しておらず、研鑽開始時点で本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、本人はそれらの業務から離れてよいことを確認する等の手続きが考えられるとされています。

(2) 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための環境の整備

労働に該当しない研鑽を行うため在院する医師には、通常の業務への従事を指示しないこと、勤務場所とは別の研鑽場所を設ける、白衣を着用しない等により通常勤務でないことが見分けられる措置を講じることが考えられ、手続や取り扱い等を書面化し職員に周知すること、手続等の記録を保存することなどが望ましい措置とされています。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 長谷川 誠 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善

検索